

質問第三七号

解毒剤の国家備蓄に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十三日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



## 解毒剤の国家備蓄に関する質問主意書

本年は、地下鉄サリン事件から二十年目になります。化学テロに対応する治療体制について質問します。

一 化学テロに備えた解毒剤（以下「解毒剤」とする）の国家備蓄はこれまでにありましたか。あったならどこに、どれだけの量の、どんな種類の解毒剤が備蓄されておりましたか。なかったなら、その理由をお示し下さい。

二 主要七か国（G7）のなかで解毒剤の国家備蓄がないのはどの国ですか、具体的にお示し下さい。

三 解毒剤の国家備蓄が行われるなら、その予算規模はどうなりますか、具体的にお示し下さい。

四 解毒剤の国家備蓄が行われるなら、保管場所はどこになりますか。

五 解毒剤の国家備蓄が行われるなら、その種類と量をお示し下さい。

六 地下鉄サリン事件から二十年がたちますが、政府はこれまで化学テロ対策にどのように取り組んできましたか、編年的かつ具体的にお示し下さい。

右質問する。

